

## 2. 調 査 票

# 琴浦町人権・同和教育に関する意識調査票

平成22年3月

琴 浦 町

## 記入方法について

- 質問の回答は、該当する番号を最後（右側）の「□の中」に記入してください。
- 調査票は本人が記入してください。なお、何らかの理由でご本人が記入できない場合は、家族など他の方が記入されてもかまいません。
- 記入期限：平成22年3月23日（火）まで  
調査票は同封した封筒に入れてください。
- 回収期間：平成22年3月24日（水）～30日（火）の一週間  
役場職員が直接お宅へ回収に伺います。
- この調査について、何かご質問がありましたら、次のところへご連絡下さい。

### <問い合わせ先>

〒689-2303 琴浦町大字徳万 266-5  
琴浦町教育委員会 人権・同和教育課  
電 話 52-1162  
ファックス 52-1122

# 1 暮らしや社会の中のいろいろな見方や考え方について、あなたの考えをお聞かせください。

## 人権のイメージについて

質問1 あなたは「人権」ということについて、どのようなイメージ（印象、感想）を持っていますか。

### 【1-1】重要である。

- 1 そう思う。
- 2 そうは思わない。
- 3 どちらともいえない。

### 【1-2】わかりやすい。

- 1 そう思う。
- 2 そうは思わない。
- 3 どちらともいえない。

### 【1-3】自分に関係が深い。

- 1 そう思う。
- 2 そうは思わない。
- 3 どちらともいえない。

## 自分の人権について

質問2 あなたの人権は守られていると思いますか。

- 1 そう思う。
- 2 そうは思わない。
- 3 わからない。

## 基本的人権について

質問3 人権は、すべての人が尊重されて幸せに生きるために保障されている権利です。あなたの暮らしの中で、身近に感じている人権課題はどれですか。あなたの考えに近いものを選んでください。（3つ以内）

- 1 出産一時金・子育て支援・育児休業制度などがあるが不十分であり、子どもを生子、育てることに不安がある。
- 2 医療や福祉制度が不十分であり、けがや病気で長期の治療や休養が必要になると不安がある。
- 3 人として生きるための仕事や年金などでの収入によって、生活における必要な衣服や食料を得て、安全な環境に住むなど、これからも安定した生活ができるか不安である。
- 4 災害などの緊急時において、防災無線の整備、避難誘導の方法や避難場所の確保、近隣住民の協力体制が不十分であり、不安がある。

- 5 戸籍、カードの暗証番号など個人情報の漏洩（ろうえい）や悪用、また、自分や家族のプライバシーが侵害されないか不安がある。
- 6 日常生活での心配事や困りごとがある時、身近に相談相手がなく、行政の相談窓口や救済制度などもわからないため不安がある。
- 7 各部落、職場、町において、さまざまな物事や行事の内容などを決める場に、女性、在住外国籍の人、障がいのある人などが参画できないのはおかしいと思う。
- 8 障がいのある人や高齢者などが外出する時、手すりやスロープなどの施設整備や交通機関の利用などについて不安がある。
- 9 在住外国籍の人たちに対する居住や労働条件、教育や個別文化の尊重、資格や参政権などについて、偏見や差別がある。
- 10 町を挙げて取り組んでいる、人権尊重の人と町づくりに期待しているが、人々の中にある偏見や差別意識に不安がある。

--	--	--

#### 困習・迷信について

質問4 あなたは、結婚式は大安の日に行うとか、葬式は友引に出さないとか、清め塩などの困習や迷信をどう思いますか。あなたの考えに近いものを選んでください。

(1つ)

- 1 昔からの言い伝えやしきたりを守るのは当然のことと思う。
- 2 おかしいと思うが周りと同じようにしている。
- 3 困習や迷信に惑（まど）わされないで、間違っていることは改めたい。

#### 身元調査（結婚）について

質問5-1 結婚のとき、家柄・財産、家族の仕事や地位などの身元調査することを、あなたはどう思いますか。

- 1 当然である。
- 2 やむをえない。
- 3 すべきでない。
- 4 わからない。

質問5-2 「当然である」「やむをえない」と答えた方にその理由をおたずねします。あなたの考えに近いものを選んでください。(1つ)

- 1 常識であるから。
- 2 本人に重要な関連があるから。
- 3 おかしいと思うが、周りがしているから。
- 4 その他 ( )

## 2 学校や地域での人権・同和教育について、あなたの考えをお聞かせください。

### 学習の機会について

質問6-1 あなたは過去5年間に、人権・同和教育の講演会や研修会に参加されたことがありますか。

- 1 10回以上参加した。
- 2 5～9回参加した。
- 3 1～4回参加した。
- 4 参加したことがない。

- [質問6-1] で1～3を選ばれた方は、質問6-2、6-3にお答えいただき、質問7に進んでください。
- [質問6-1] で4を選ばれた方は、質問6-4に進んでください。

質問6-2 [6-1] で1・2・3を選ばれた方（会に参加されたことのある方）におたずねします。あなたが参加された講演会・研修会を主催していたのはどこですか。あてはまるものすべての番号をご記入ください。

- 1 町・町教育委員会・町及び地区同和教育推進協議会、各地区公民館が主催したもの。  
〔差別をなくする町民のつどい、同和教育部落懇談会（小地域懇談会）、人権・同和教育講座など〕
- 2 県・県教育委員会などが主催したもの。  
〔人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会、とっとり県民カレッジなど〕
- 3 町内会・自治会・女性部などの地域の団体が主催したもの。
- 4 企業や職場が主催したもの。
- 5 社会教育関係団体・運動団体が主催したもの。  
〔男女共同参画推進会議、部落解放同盟、老人クラブ連合会、青年団などが主催した研修会〕
- 6 学校や幼稚園・保育園・PTAが主催したもの。
- 7 その他（ ）

--	--	--	--	--	--	--

あてはまるものすべての番号をご記入ください。



人権・同和教育についての感想

質問7 人権・同和教育は、学校教育や社会教育で取り組まれています。

あなたは、これまでに参加された講演会や研修会、同和教育部落懇談会（小地域懇談会）などで、どのような感想をもたれましたか。あなたの考えに近いものを選んでください。（2つ以内）

また、その他にご意見がありましたら、お書きください。

- 1 自分の人権と同じように、他人の人権についても大切なことがわかった。
- 2 人権問題は、自分の生活と深く関係があるとわかり、自分自身の問題として、これからも人権・同和教育の取り組みに参加したいと思う。
- 3 建て前のような内容が多いし、自分の生活とかけ離れていて、毎日の人間関係に活かすのは難しいと思う。
- 4 部落問題を通して、生活の中での不合理な因習や迷信、さまざまな差別にも気づけるようになり、自分も何かしなければならぬと思う。
- 5 話が難しく、よくわからなかった。
- 6 幼い頃からの取り組みを通して、人権意識を高めたり、さまざまな情報に対して、自分で考えたり、正しい判断ができるようになると思う。
- 7 出席することで、いろいろ気づくことが多くあり、子どもたちと家庭での会話が進んでもてるようになった。
- 8 個人同士や、部落での寄りあいなどで、人間の大切さや人権尊重について、あらたまって話し合うのは難しいので、同和教育部落懇談会（小地域懇談会）は大切な会だと思った。
- 9 このような会をいつまでも続けることが、差別を助長させると思った。

※その他

.....  
.....  
.....

--	--

教育・啓発の手法について

質問8 人権・同和教育についての理解を深めるために、あなたは、どのような学習方法が良いと思いますか。あてはまるものすべての番号をご記入ください。

- 1 講演会
- 2 居住地域での部落懇談会（小地域懇談会）
- 3 各種交流会・懇談会（PTA等）
- 4 体験的参加型学習（ワークショップ等）
- 5 ビデオや映画視聴
- 6 広報紙・冊子・パンフレット
- 7 その他（ ）

--	--	--	--	--	--	--

あてはまるものすべての番号をご記入ください。

教育・啓発の内容について

質問9 人権・同和教育について、あなたが学習したいという内容について、あてはまるものを選んでください。(3つ以内)

(※町あらゆる差別をなくする総合計画・実施計画の「施策の目標」を参考にし  
て分類しています。)

- 1 部落問題について。
- 2 障がいのある人の人権問題について。
- 3 女性の人権問題について。
- 4 在住外国人の人権問題について。
- 5 子どもの人権問題について。
- 6 高齢者の人権問題について。
- 7 病気にかかわる人の人権問題について。
- 8 アイヌ先住民族の人権問題について。
- 9 刑を終えて出所した人の人権問題について。
- 10 犯罪被害者やその家族の人権問題について。
- 11 性同一性障がいのある人や同性愛者等の性的マイノリティ（少数者）の人権問題について。
- 12 その他に学習したい内容がありましたらご記入ください。また  
1～11の内容に関して、具体的に学習したい事項がありましたら  
ご記入ください。

( )

--	--	--

**3 部落問題に関する見方や考え方について、あなたの考えをお聞かせください。**

初めて知った時期

質問10 あなたが、「被差別部落」や「部落問題」について初めて知ったのは、いつごろですか。

- 1 小学校に入る前。
- 2 小学生のころ。
- 3 中学生（高等小学校）のころ。
- 4 高校生（旧制中学校）のころ。
- 5 18歳以降。
- 6 おぼえていない。
- 7 「被差別部落」や「部落問題」を知らない。

--

- [質問 10] で 1～6 を選ばれた方は、このまま進んでください。
- [質問 10] で 7 を選ばれた方は、質問 19 に進んでください。

何によって知ったか

質問 11 あなたが、「被差別部落」や「部落問題」について初めて知ったのは、どのようにしてですか。あてはまるものを選んでください。(1つ)

- 1 父母や家族から聞いた。
- 2 近所の人から聞いた。
- 3 学校の友達から聞いた。
- 4 職場の人から聞いた。
- 5 学校の授業で教わった。
- 6 講演会や研修会などで聞いた。
- 7 県や市町村の広報紙で読んだ。
- 8 テレビ・新聞・本などで知った。
- 9 おぼえていない。
- 10 その他 ( )

部落差別の認識について

質問 12 部落差別が今でもあると思いますか。

- 1 思う。
- 2 思わない。
- 3 わからない。

部落問題についての意識について

質問 13 あなたは部落問題をどんなときに気にしますか。最もあてはまるものを選んでください。(1つ)

- 1 結婚を考えるとき。
- 2 就労・雇用するとき。
- 3 土地や家などの財産を購入するとき。
- 4 職場や学校でつきあいをするとき。
- 5 隣近所でつきあいをするとき。
- 6 町内会、自治会、PTA、女性部などの団体で活動するとき。
- 7 友だちづきあいをするとき。
- 8 気にしない。
- 9 その他 ( )

差別行為への対応について

質問 14 あなたの周りや親しい人の間で、差別的な発言や行為を見たり、聞いたりした場合どうされますか。あてはまるものを選んでください。(1つ)

- 1 その人の考え(間違い)を正すように努力する。
- 2 一応間違いを指摘するが、あまり深入りしないようにする。
- 3 気まずくならないよう、そのままにしておく。
- 4 身近な人や関係機関に相談する。
- 5 その他 ( )

結婚について

質問 15 結婚は、両性の合意により成立するのが当然ですが、被差別部落の人と被差別部落外の人との結婚について、あなたはどのように思いますか。

- 1 賛成する(結婚する)
- 2 反対する(結婚しない)

課題について

質問 16 部落問題の解決のためにさまざまな取り組みがなされてきましたが、あなたが現在特に問題だと思うことはどれですか。あなたの考えに近いものを選んでください。(1つ)

- 1 生活環境がまだ不十分である。
- 2 就労や教育面に格差がある。
- 3 土地や家を購入する等、被差別部落に住むこと。
- 4 被差別部落出身の人との結婚。
- 5 被差別部落の人々に対する差別意識が現存している。
- 6 部落問題は解決したので問題はない。
- 7 その他 ( )

同和対策事業について

質問 17 被差別部落を中心に周辺地域を含めた生活環境の改善や生活の向上、差別をなくするための教育啓発活動を行っている国や県、町の同和対策事業についてどう思いますか。あなたの考えに近いものを選んでください。(1つ)

- 1 一定の成果はあったが、差別はなくなっていないので、取り組みは必要だと思う。
- 2 特別措置法が終わったのだから、同和対策事業は必要ない。
- 3 被差別部落の環境や生活実態がよくなったので、続ける必要はない。
- 4 事業が必要かどうかわからない。
- 5 その他 ( )

解決方法について

質問 18 部落問題の解決のためどのようなことを行ったらよいか、あなたの考えに近いものを選んでください。(2つ以内)

- 1 学校・社会教育を通じて、人権意識を育て、差別をなくす活動などに積極的に参加する。
- 2 部落問題を一人ひとりが自分の問題としてとらえて行動する。
- 3 被差別部落の人々自身が、差別されないようにする。
- 4 そっとしておけば自然になくなる。
- 5 被差別部落の人々に安定した仕事を保障し、生活力を高める。
- 6 被差別部落の人々の教育水準を高める。
- 7 被差別部落の住宅や生活環境を改善・整備する。
- 8 部落問題には関わりたくない。
- 9 わからない。
- 10 その他 ( )

--	--

4 その他に次のことについて、あなたの考えをお聞かせください。

条例について

質問 19 あなたは琴浦町が「琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」を制定していることを知っていますか。

- 1 知っている。
- 2 知らない。

--

意見・感想

質問 20 人権・同和教育に関して、ご意見ご感想があればお聞かせください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

<最後に、あなたご自身のことについてお答えください>

\*調査票を整理（統計）するために必要です。

**A あなたの年齢**

- 1 20歳代    2 30歳代    3 40歳代    4 50歳代  
5 60歳代    6 70歳以上

**B あなたの性別**

- 1 男    2 女

**C あなたの居住地**

- 1 八橋地区    2 浦安地区    3 下郷地区    4 上郷地区  
5 古布庄地区    6 赤碓地区    7 成美地区    8 安田地区  
9 以西地区

ご協力ありがとうございました。

役場職員が伺いますので、同封した封筒に入れておいて

ください。

平成22年3月

各 位

琴浦町長 山 下 一 郎  
(公 印 省 略)

人権・同和教育に関する意識調査について (お願い)

早春の候、町民の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、琴浦町では人権が尊重される住みよい町を実現するために、部落差別をはじめあらゆる差別をなくする施策の推進に努めていますが、今なお課題のあるのが現状です。

このため、町民の皆様のお考えをお聞きし、今後の人権・同和教育を進めていく上の資料とするため、町民の中からおよそ10% (1,800人)の方を無作為に選び意識調査を行うことにしました。

つきましては、あなたにこの調査へのご協力をお願いしたいと思います。

この調査は多くのことをお聞きしますが、回答された方の個人情報については十分に配慮し、外部に漏らすことは絶対にありません。あなたの率直なご意見や思いをお聞かせください。

お忙しいところお手数をかけ恐縮ですが、調査へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

- 記入期限：平成22年3月23日(火)まで  
調査票は同封した封筒に入れてください。
- 回収期間：平成22年3月24日(水)～30日(火)の一週間  
役場職員が直接お宅へ回収に伺います。